

平成30年度

第2回 豊明市国民健康保険運営協議会

議 事 録

平成30年12月20日（木）

午後1時30分開始

豊明市役所本館3階 会議室3B

## 平成30年度 第2回豊明市国民健康保険運営協議会 議事録

平成30年12月20日（木） 午後1時30分から  
市役所本館3階 会議室3B

出席者	公益代表	加藤誠（会長） 松本昇（副会長） 加藤久子
	保険医・薬剤師代表	永田康夫（医師代表） 松森正起（歯科医師代表） 太田満（薬剤師代表）
	被保険者代表	波木壯平 近藤寿子 今井和子
	保険者代表	豊明市長 小浮正典
	事務局	健康福祉部長 加藤育子 保険医療課長 伊藤克代 保険医療課 （栗田久美子）
傍聴者	0名	

平成30年度第2回豊明市国民健康保険運営協議会を平成30年12月20日（木）豊明市役所にて開催した。議題および審議経過については、下記のとおりです。

### 議題

- （1）平成30年度国民健康保険税課税状況等について
- （2）平成31年度国民健康保険税の改正について
- （3）平成31年度国保事業費納付金 仮算定結果について
- （4）その他

開始 午後1時30分

### 進行（課長）

本日は年末の大変お忙しい中、定刻にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。ただいまより平成30年度第2回豊明市国民健康保険運営協議会を開催したいと思います。よろしくをお願いします。

それでは、会議の開催に先立ちまして、市長よりごあいさつを申し上げます。

### 市長

改めまして、みなさま、こんにちは。年末のお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

国保運協は今日で平成30年度2回目でございます。4月から市町村と都道府県が一緒になって国民健康保険を運営していく形となっております。医療費の支払いについて

は大丈夫となりましたが、事業費納付金を支払う義務が市町村側に生じております。あと、赤字補てんのために一般会計からかなりの額を国民健康保険の特別会計へ繰り入れておりますが、これを最終的にはゼロにしていくというのが国の方針でもありまして、豊明市もそれに合わせてやっております。

今回の会議では、1つ目、来年度の保険税についての改正点、もう1つ、来年度の豊明市における事業費納付金の仮算定が出ております。この2つをお伝えして、31年度の保険税の設定をどうするか、みなさまに議論いただいて、方向づけをしていきたいと思っております。

保険税の改正点については、まず、第一に、賦課限度額を国基準に合わせるための引き上げ、2点目、豊明市は資産割が他の自治体より高い状態で来ておりますが、資産割の廃止に向けた税率の改定、などについてご理解いただけましたら幸いです。国民健康保険の制度というのは非常に複雑でございます、保険税の算定も考えなければならぬ点が色々ありますので、分かりにくい点については遠慮なくご質問ください。みなさんで議論いただいてより良い結論が出せればと思います。よろしく願いいたします。

#### 進行（課長）

ありがとうございました。

ここで、市長は他に公務がございますので、これにて退席させていただきます。よろしく願いいたします。

（ 市長退席 ）

#### 進行（課長）

ではこれより、会長に議長になっていただきまして、会議を進めていただきます。会長、よろしく願いいたします。

#### 会長

それでは、議長を務めさせていただきますのでよろしくどうぞお願い申し上げます。まず初めに、運営協議会規則第8条の規定によりまして、議事録に署名をしていただく委員2名の方の指名をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。保険医・薬剤師会代表の永田委員と、被保険者代表の今井委員、この2名をお願いしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、次第に沿って会議を進めさせていただきます。よろしく願いいたします。

まず、議題の「(1) 平成30年度国民健康保険税課税状況等について」、事務局より説明をお願いします。

## 事務局説明

事前にお配りした資料に沿ってご説明させていただきたいと思いますが、みなさん、資料はお手元にございますでしょうか。

( 資料の確認 )

では、説明に入らせていただきます。

( 資料に沿って説明 )

### ◎30年度国民健康保険税の課税状況について

- ・平成30年度税率改定では1人あたり調定額3.3%、2,995円増を見込んで実施したが、本算定時点で、ほぼ見込み通りの課税状況である。
- ・現年と滞納を合わせた全体の収入額も、およそ予算額は確保できる見込み。

## 会長

ありがとうございました。ただいま、議題「(1)平成30年度国民健康保険税課税状況等について」説明をいただきました。委員のみなさんからご意見、ご質問がございましたらお願いします。

## 会長

よろしいでしょうか。予算額通りの収入が十分見込めるという内容ですので、クリアできると判断させていただきます。

この議題はこれで終わらせていただいて、次に入らせていただきますが、よろしいでしょうか。

それでは、「(2)平成31年度国民健康保険税の改正について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

## 事務局

( 資料に沿って説明 )

### ◎平成31年度国民健康保険税の改正について

#### ①賦課限度額の引き上げ

国基準に合わせて、医療分を4万円引き上げる

#### ②資産割の低減

廃止に向けて段階的に低減を進め、平成31年度の資産割率を平成30年度の1/2とし、不足分を他の要素へ割り振る。

- ・①と②を実施することによる、税率案を提示。調定額を維持する形で算出した。これをベースに、今後さらに調整する。(引き上げる方向)

## 会長

ありがとうございました。今、事務局から説明をいただきました内容について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

## 委員

1年前のこの会議で、これまでのように豊明市という市町村単位で会計を行なっていくのではなく、愛知県という大きな単位で会計を行なっていくと説明いただいたのですが、それはスタートしたのですか。今年度からスタートした結果、前年度と比べて何かいい点があったのでしょうか。

## 事務局

そうですね。県が財政運営の主体となるということで、医療費の支払いの部分は全額県から交付金としていただけることになりました。実際に今年度、月々交付金をいただいています。医療費の支払いについては、去年までは医療費の支払いの算段に苦慮していたのですが、今年については、県から交付金をいただいていますので、そういった心配はなくなりました。その点については良くなったと思います。

その代わりに、県へ事業費納付金を納めることになり、納めるためのお金を国保税として集めないといけない。ただ、豊明市の場合、全部を税で集めようとする、今までよりずっと高い税率にしないといけない、今後少しずつ上げていって、一般会計から補てんしてもらっていた赤字分を少しずつ減らしていく。10年を目途に赤字繰入金ゼロにしていく、そのために少しずつ保険税を増やしていく。そういう意味で、毎年、このように、税率について検討することが必要になってきました。

医療費の支払いについての心配がなくなったことは大きなことだと思っています。

## 委員

超高額な医療を受けた方が出てきても、大丈夫というわけですか。今、1回使うと1千万円や2千万円かかる薬がありますけど、それでも大丈夫？

## 事務局

そうです。急に金額が増えると、その年度中に足りなくなることもあるかと思いますが、足りなくなっても、その翌年度には必ずもらえます。

## 委員

払うのは、県が払うんですね。

## 事務局

医療機関へ医療費を支払うのは市町村から払います。その払う分を県から市へお金をもらえるので、回していけるということです。

## 会長

県は、国が当初の予算を立てて、それぞれの都道府県へ配分されているので、その中で十分やっていけるということです。

## 委員

豊明市としては楽になったということですか。

## 会長

担当者が楽になりました。

## 委員

そうですね、病人が減るわけではない。

## 事務局

その通りです。

## 委員

かかる医療費は一緒だけど、その対応の仕方、仕組みが変わった。

## 会長

財政の責任主体が県になりましたから助かっています。担当者は楽になりました。

## 委員

納めよという指示のお金（納付金）がそのうちどんどん上がってくるかもしれませんが、毎月の医療費の支払いは大丈夫ということですね。

## 事務局

その通りです。

## 委員

続いていいですか。債権回収専門の課ができたみたいですが、滞納者も色々理由があるでしょうけれども、目くじら立てて回収しなければということとはなくなったということでいいのですか。県が（医療費を）払ってくれるからということで。今までですと、豊明市が（医療費を）払わないといけないということで、債権回収（管理）課をわざわざ作って回収を図ってきたわけですがけれども、多かろうが少なかろうがペナルティとかはないのですか。

## 事務局

滞納者に対する対応は、税として賦課させていただいているので、払ってもらわなければならないのは、今までと変わりません。滞納が増えると、保険税として入ってくるお金が減り、納付金を支払うお金が足りなくて、繰入金に頼ることになってしまいます。けれども、繰入金は減らしていかなければいけない。税収を確保するために、もっと賦課額を増やさなければ、ということになります。滞納者が増え、収納率が低いと、その収納率を加味して税率を考えなければならないので、さらに高い税率となってしまうことになります。同じ税率（賦課額）でも、収納率を上げるだけで収納額が増えますので、それだけ繰入金を減らすことができるということです。なので、今まで以上に滞納者の方には対応していく必要があると思っています。

## 委員

ちなみに、債権回収（管理）課を作って、前年度と比べて収納率は上がったのでしょうか。

## 事務局

今年度 11 月末現在で収納率をみますと、昨年度より現年度分で 0.56%アップしています。滞納分についても 3.5%ほどアップしており、昨年と比較して収納率は、まだ途中段階ですけれども上がっております。この状態で決算までいってもらいたいと思っています。徴収専門のところができたことで、徴収体制も強化されてきていると感じています。

## 会長

現実には、税金を取るところは別でやっております、ここが直接担当していませんが、向こう（債権管理課）も一生懸命やっている、収納率もアップしているということです。

確かに、保険も使わないほうがいいのは当然ですが、今回の（国保）新聞をみてもわかりますが、全国知事会ですとか市長会とかで、健康に対する働きかけについて宣言をしておりますので、大分そういった観点も違って来ているのかなという気はします。

そのほか、何かございますか。

## 委員

もう 1 ついいですか。資料の 4 ページに自治体ごとに 93 万円のところと 89 万円のところがありますが、この違いは何ですか。

## 事務局

93 万円は平成 30 年度の限度額の国基準です。豊明市は 1 つ前の国基準で、今年度は 89 万円です。93 万円の市は、国が基準を上げると同時に今年度から国基準に合わせた市ということになります。

## 委員

(限度額は) 市町村が決めるのですか。それとも国が決めるのですか。

## 事務局

賦課限度額は、国の基準以内の金額で、市町村が条例で定めることになっています。

## 委員

上限額を決める基準は何ですか。93万円と89万円に分かれるのはなぜですか。

## 事務局

国が限度額を上げる基準については、限度額を超える人の割合が他の健康保険の人と国保の人とで国保の人の方が(限度額を超える)割合が多いので、その割合を社会保険の方に近づけるように、国は限度額を設定しているようです。

それに対して市町村がすぐに当該年度から国基準に合わせるのか、豊明市のように1年遅れるのかは、市町村の判断によります。今年度から国基準に合わせてきた市町村は、これまでも、常に国基準でやってきたところが多いと思います。豊明市では認められていないですが、専決処分といって、市長の決裁で限度額を改正し、あとで議会へ報告する方法が認められているところでは、そういったやり方で今年度から国基準に合わせているところですか、あと、豊明市は保険税、税として集めていて、地方税法は3月末で改正されるのですが、保険料で集めているところもありまして、保険料の改正は1月末にすでにされているので、3月議会で改正して国基準と合わせているところもあります。また、年度が始まってから4月や5月に臨時の、或いは6月の議会で改正し、4月に遡って適用する対応をしている市町村もあります。

豊明市がなぜ1年遅れの対応をするかについては、まず、税なので、3月末に税法が改正され、4月1日から改正するには、専決処分をするのか、3月31日に緊急議会を開くのか、或いは年度が始まってからの議会で審議するのか、3つの方法があります。

豊明市の場合、保険税の賦課限度額を上げるような案件は専決処分が認められていません。また、3月31日に税法改正が公布されて、その日のうちに議会を招集するかというのも無理があります。年度が始まってからの議会で審議し、4月1日に遡って適用するかということですが、限度額を上げるということは納税者にとって不利益となる改正ですので、不利益なことは遡って適用するのは良くないということで、豊明市では遡及適用はしない。結果、翌年度から(限度額改正)というふうになっております。

例えば、これから何年か先に、愛知県内で統一した保険料・税率・限度額となったら、豊明市もそれに合わせるしかないとは思いますが、今現在のところは、県域化しましたといっても、保険料・税は市町村ごとで決めることになっているので、豊明市は通常の議会で審議し、適用は翌年度からとさせていただいているということです。

## 委員

今年度から国保の会計が県単位になったというお話でしたが、これは、県単位じゃないのですね。豊明市の国保の加入者の方は、ずっと 89 万円のほうが得ですよ。93 万円に上げる必要があるのですか。

## 事務局

課税額が限度額になるような人は、高所得の方です。高所得の方にとっては、限度額が上がると課税額が増え、納める金額が増えるということになってはしまいますが、保険税として集めなければならない金額は、特にこの 30 年度からは決まっていますので、必要な金額を集めようとしたときに、高所得の人への課税金額が、国の基準より下回っていると、その分、中間層・低所得の方からたくさん保険税をいただかないと必要な額を満たせないということになってしまいます。

今回、限度額を国基準に上げることで、630 万円ほど課税額が増えるわけですが、限度額を上げずに 630 万円課税額を増やそうとすると、均等割をもう 100 円、200 円上げましょうということになってくる。限度額を上げないことは、より、中間層・低所得の方に負荷がかかることになってしまいますので、そういう意味で賦課限度額は国基準に合わせていくということもあります。

## 委員

県単位になったのに、これは市単位やっているのですね。

## 事務局

市町村ごとで、所得の違いですとか、豊明市は藤田医科大学病院があって、他市町より医療費を多く使うところであったり、そういったことを加味して納付金が決められてきますし、今まで市町村単位でやってきた経緯があるものですから。いきなり県内市町村統一での保険料・税率というふうには、当分の間は愛知県はしないと決めています。各市町村でそれぞれ料・税率を設定する。ただ、納めなくてはならない納付金はありますので、それが納められるように、各市町村で考えてくださいという立場です。

## 委員

ほとんどの市町村が国基準（93 万円）とする中で、豊明市は専決ができないということで、今回（30 年度）89 万円で抑えたということですが、来年（の国基準が）96 万円という案が認められるとしたら、ほとんどの市町が 96 万円でくると思うんですよ。どちらにしても議会の承認が必要なことだと思うのですが、豊明市は 1 年遅れということで好意的にやっていると思うのがやっとかと。

## 会長

それが妥当なところでしょうね。

## 委員

ほとんどのところが専決とかその他の方法で、わざわざ間に合わせる必要があるんでしょうけれども。

## 会長

それは、県が統一で決めてきたときですね。

## 委員

決めてきても、一応、議会の承認は必要ですよ。

## 会長

その通りです。今、事務局が言った通りですが、これを料で取るのか、税で取るのかでも違いがあるようです。市長の専決ではできないので、議会の承認が必要で、議会の議決が必要だということです。

よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に移らせていただきますけれども、よろしいでしょうか。

「(3) 平成31年度国保事業費納付金 仮算定結果について」を議題といたします。事務局お願いいたします。

## 事務局

( 資料に沿って説明 )

### ◎平成31年度国保事業費納付金 仮算定結果について

- ・激変緩和措置として豊明市へ投入される公費は約1億2,500万円
- ・激変緩和措置の対象となる一定割合は103.02% ( 去年は101.95% )
- ・激変緩和後の納付金 ( 一般分 ) は約18億4,100万円、昨年より5,400万円ほど減。被保険者数の減、激変緩和投入公費の増による。
- ・1人あたり納付金額は137,217円、昨年より6,421円の増。医療費水準、1人あたり所得金額の伸びによる。
- ・平成31年10月からの消費税増税による影響は反映させていない。本算定にて反映させる。
- ・今後、年末に国の確定計数が出て本算定となる。その結果を踏まえて平成31年度の保険税率について具体的に検討するが、1人あたり調定額について、納付金の自然増分をアップする方向で考えている。

## 会長

ただ今、説明をいただきました。何かご質問、ご意見ございましたら、お願いをいたします。

## 委員

結局は都道府県単位になったと言えど、いくらお金（納付金）を納めないといけないものですから、悩める状態としてはあまり変わらないということですね。愛知県の人には皆これだけ納めなさいよというわけではないので、結局はまだまだ頭を痛める。どちらにしても考えていかなければならないということですね。

## 会長

結果的にその通りですね。（財政）主体が県になったところで、事業費納付金を市町村は払っていかなければならない。その苦勞はついて回るということです。

## 事務局

そうですね。医療費の支払いをどうしよう、ということに悩むことはなくなったのですが、納付金の支払いをどうしよう、ということですね。そのために、保険税をどれだけかけなきゃならないかな、というのは、毎年悩んでいかなければならないことにはなったということですね。

## 委員

納付金は市町村によって違いますよね。1人あたりにすると、豊明はやはり高いのですか。前に、山間部の人口が少ないところは高齢者が多くて医療費は高い、若い市町は（医療費は）安いですよ。

## 事務局

若い市町は医療費は高齢者の多いところよりも安くなりますね。

## 委員

そうすると、医療費があまりかからないから、愛知県へ納める納付金も安くなるのではありませんか。

## 事務局

考え方が県全体になったので、県全体でかかる医療費を推計したものを基に県全体で必要な納付金額を算定して、県全体の国保加入者数で割ると1人あたりの納付金額が出ます。それに、市町村ごとで、所得の高い人の多いところは負担する能力があるとみなされ、高くなります。それから豊明市のように、医療費をたくさん使っているところは、使っていないところよりは高くなります。

## 委員

そうですね。（医療費を）使っていないところが納付金が高かったら、面白くないですよ。あまり使っていないのにたくさん取られる。

## 事務局

所得の高いところと、医療費をたくさん使っているところが、納付金は高めに出ます。豊明市は医療費をたくさん使っているのので、納付金の1人あたりも高めになっています。

## 委員

そうすると、国保税もたくさん集めないとならないから、ということなんですね。

## 事務局

この近辺でいえば、日進市や長久手市は、豊明市より若い人が多い市なので、使っている医療費は安いですが、所得は高い方が多いので、1人あたり納付金額は豊明市より高いです。所得が高い方が高めに出るようですね。

## 委員

じゃあ、日進、長久手は（医療費を）使っていないのにたくさん取られるんですね。

## 事務局

長久手市はそうですね。医療費の順位でいえば、54市町村のうち46番目ですが、1人あたり納付金額は上から6番目です。所得が高い人が多いので納付金も高めに出るといことです。長久手市の1人あたり所得は上から3番目ですので。

## 会長

これを踏まえてですね、とりあえず、参考に資料をお持ち帰りいただき、第3回が1月31日に予定しております。このときに事務局案を出していただき、それを議論していただく、こういった内容で進めさせていただきたいと思っております。

よろしいでしょうか。何かございましたらお願いします。

事務局、「(4) その他」何かございましたらお願いします。

## 事務局

今後の改正の予定ですが、先ほど、賦課限度額が来年度また3万円上がる見込みと申し上げました。それと同時に、これも最近は毎年なんですけど、低所得者の軽減にかかる世帯の所得範囲の拡大がされる予定です。限度額が3万円、国基準が上がる分は、豊明市は再来年度へまわし、軽減の範囲拡大については、市長の専決で来年度からの実施とさせていただこうと思っております。このあたりも、来月の会議の頃には決まってくると思いますので、ご説明させていただきたいと思います。

## 会長

よろしいでしょうか。今日は、こういった状況をお聞きいただきまして、来る来月、

1月31日の第3回に会議で、数字をお示しし、それぞれ議論いただきまして結論を出していきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。次回には、消費税の部分も数字が出てくると思っていますので、それも加味したうえでのお話しをさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

長時間にわたり、大変ご苦勞さまでした。これをもって終了とさせていただきます。お疲れさまでございました。

## 事務局

ありがとうございました。

終了 午後2時33分

会議議事録に関する署名

国民健康保険運営協議会規則第8条に基づき署名する。

---